

21 科飼協第 63 号

平成 21 年 4 月 23 日

会 員 各 位

東 京 都 中 央 区 新 川 2 - 6 - 1 6

社 団 法 人 日 本 科 学 飼 料 協 会

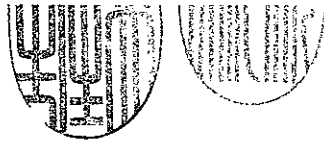
理 事 長 石 橋 晃



飼料として使用する籾米への農薬の使用について

(参考資料第 671 号)

平成 21 年 4 月 20 日付けにて、農林水産省消費・安全局農産安全管理課長、畜水産安全管理課長および生産局農業生産支援課長、畜産部畜産振興課長より、標記通知 (21 消安第 658 号、21 生畜第 223 号) がありましたので、御了知下さいますようお願い申し上げます。



21 消安第 658 号

21 生畜第 223 号

平成 21 年 4 月 20 日

社団法人

日本科学飼料協会理事長 殿

農林水産省

消費・安全局

農産安全管理課長

畜水産安全管理課長

生産局

農業生産支援課長

畜産部畜産振興課長

飼料として使用する粳米への農薬の使用について

飼料用米については、食料自給力・自給率向上に向け、その生産及び利用の拡大に向けた取組を推進していくこととしていますが、その推進に当たっては、飼料用米を給与した家畜由来の畜産物の安全確保が図られるよう飼料用米の栽培及び家畜の飼養管理を進める必要があります。

稲に適用がある農薬については、飼料用米として利用される稲に対しても使用できますが、粳は散布された農薬が直接付着する部位であることから、一般的には、玄米と比較すると農薬の残留濃度が高いことが知られています。

現場段階では、鶏を中心として粳米のまま、もしくは粳殻を含めて飼料利用する取組が始まっているものの、粳米を飼料として利用することについては、これまでの取組事例が少なく、農薬の残留濃度等についての知見が十分得られていません。このため、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律においても、粳米の農薬残留基準を設定することができない状況にあります。

このような状況下において、今般、飼料用米の安全の確保に万全を期すとの観点から、下記の対策により農薬残留の低減措置を図ることとしたので、農家等関係者に対し周知、指導頂くようお願いいたします。

また、この度農林水産省において作成した「多収米栽培マニュアル」においても当該対策についても記載しているので、御了知の上、指導等に活用願います。

なお、当該対策については、今後農林水産省において、関係者と連携し粳米の農薬残留に係る知見を収集し、必要なデータが得られれば、基準の設定等を行うことにより、適宜、見直すこととしていることを申し添えます。

記

1. 飼料用米について、出穂期以降に農薬の散布を行う場合には、家畜へは粃摺りをして玄米で給餌すること。
2. 粃米のまま、もしくは粃殻を含めて家畜に給餌する場合は、出穂期以降の農薬の散布は控えること。